

第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について

(長崎市池島炭鉱体験施設)

	ページ
1 施設の概要	1
2 指定管理者候補者の概要	1
3 指定の期間	2
4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由	2
5 事業概要	3
6 今後の課題及び対応方針	4
7 指定管理委託料 (指定管理者候補者からの提案額)	5
8 参考	5

文化観光部

令和3年2月



1 施設の概要

- (1) 名 称 長崎市池島炭鉱体験施設
- (2) 所 在 地 長崎市池島町
- (3) 設置年月日 平成 28 年 4 月 1 日
- (4) 設置目的 日本の近代化以降の発展を支えてきた池島炭鉱の現場を体験する場を提供し、観光の振興及び池島の地域振興に資するため。
- (5) 施設の名称
 - ア 坑内体験施設（トロッコ、池島炭鉱倶楽部を含む。）
 - イ 第3棟炭鉱住宅
 - ウ 第3立坑見学広場
- (6) 開館時間 10時45分～17時00分
- (7) 休 場 日 毎週水曜日及び12月29日から翌年1月3日まで(その他メンテナンスの日)
- (8) 使用貸借 公の施設として使用する土地、建物及び坑道等については、三井松島ホールディングス(株)及び三井松島リソース(株)から無償で貸与を受けている。
- (9) 使 用 料

ア 坑内体験のみを利用する場合

区分		使用料（1人1回につき）	
		個人	団体（20名以上）
一 般	使用料	円 2,720	円 2,170
小学校の児童又は 中学校の生徒		円 1,360	円 1,080

イ 坑内体験及び坑外見学の両方を利用する場合

区分		使用料（1人1回につき）	
		個人	団体（20名以上）
一 般	使用料	円 3,170	円 2,530
小学校の児童又は 中学校の生徒		円 1,580	円 1,260

※「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 三井松島リソース株式会社
- (2) 所 在 地 長崎市池島町 776 番地 1
- (3) 代 表 者 代表取締役社長 小柳 慎司
- (4) 設立年月日 平成 9 年 4 月 1 日

(5) 主な事業

- ア 各種資源の調査、評価、開発計画及び開発に関する設計、工事監理
- イ 海外の石炭鉱山の経営及び操業監理
- ウ 鉱山技術者の教育訓練及びコンサルタント
- エ 鉱山用機器、探査用機器、土木建設機器の販売及び輸出入
- オ 炭鉱施設を活用した観光事業
- カ 一般及び産業廃棄物の運搬処理業
- キ ア～カの事業に付帯関連する事業

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

【理由】

本施設は、国内で唯一、坑道内に入って見学・体験できる貴重な施設として、現在、池島地区における交流人口を創出する施設であり、地元雇用の創出や地元企業の事業活動の場、フェリー航路の維持等、地域振興に寄与している施設であると考えている。

一方、高齢化していく坑内案内のガイド育成や施設の老朽化に伴う維持管理費の増加、利用者数の伸び悩み等の課題があり、これらの課題を整理し、今後の方針を決定するためには、一定の期間が必要となる。

また、指定管理者候補者である三井松島リソーシス株式会社の親会社三井松島ホールディングス株式会社から、「三井松島リソーシス株式会社の存続については、同社の主たる事業である、アジア諸国を対象とした炭鉱技術移転事業（国の派遣事業）の継続有無に大きく影響される」ため、指定期間については「5年間ではなく短期（1年間から最長でも3年間）」を要望されたことから、指定期間を3年間とするもの。

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定方法 非公募

(2) 指定管理委託料（債務負担行為設定額）

（単位：千円）

令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
22,387	22,387	22,387	67,161

※利用料金制を採用しないため施設使用料は全額長崎市の収入

(3) 利用料金制を適用しない理由

本施設は離島にあることから、施設利用者の交通手段は船のみであり、荒天の際は池島に渡航することができない等、施設利用者数が天候に大きく左右され、集客状況の予測が難しいことから、今回も利用料金制を適用しない。

(4) 選定理由

指定管理者候補者である三井松島リソース株式会社は、池島炭鉱を運営していた三井松島産業株式会社のグループ企業で、本施設に精通した専門的な知識を有し、坑内体験で使用する炭鉱機材の操作方法も熟知している等、安全な管理運営を行うことが見込まれる。

また、坑内体験では、実際に池島炭鉱に従事していた元鉱員が当時の様子を説明する等、施設利用者の満足度を高める効果も期待できるため。

5 事業概要

(1) 施設利用の許可に関する業務

- ア 許可の判断に関する業務
- イ 使用料の徴収に関する業務

(2) 炭鉱体験に関する誘導業務

ア コース（2種類）

- (7) 坑内体験のみ
- (4) 坑内体験＋坑外見学

※坑外見学では「第3棟炭鉱住宅」及び「第2立坑見学広場」を見学する

イ コースの内容

(7) 坑内体験

- a 池島港→（徒歩約300m）
- b 池島炭鉱倶楽部（事前研修）→（キャップランプ・ヘルメット装着）
- c トロッコ乗車
- d 坑内体験（坑道掘進跡見学、ドラムカッター模擬運転等）
- e トロッコ乗車
- f 池島炭鉱倶楽部→（徒歩300m）
- g 池島港

(4) 坑外見学

- a 池島炭鉱倶楽部→（コミュニティバスで池島高部へ移動）
- b 第2立坑見学広場
- c 第3棟炭鉱住宅→（郷地区を散策）
- d 池島炭鉱倶楽部
- e 池島港

(3) 利用促進に関する業務

- ア チラシの作成及び配布
- イ 取材等の対応
- ウ 情報発信
- エ 地域等との連携
- オ 観光施設の拡充（改善）の検討

(4) 後継者育成に関する業務

ア 坑内体験誘導員の確保・育成

イ 坑外見学誘導員の確保・育成

(5) 施設の保守点検に関する業務

消防設備点検等、施設の維持管理に必要な保守点検を行う。

(6) 除草業務

利用者の安全面の確保及び施設の外観が分かるように、除草業務を定期的に行う。

(7) 施設の修繕に関する業務

長崎市が委託料に含めて支払う修繕料の範囲内で対応する。

(8) アンケートの実施

施設の運営管理やサービスについて、利用者の反応を検証するため、アンケート調査を実施する。

6 今後の課題及び対応方針

本施設については、これまで、交流人口の拡大や、地元雇用の創出、フェリー航路の維持等、池島地区における観光振興や地域振興に寄与してきたが、利用者数は減少傾向にあるほか、施設の老朽化や後継者の育成等、今後長期的に施設を継続していくにあたっては、様々な課題がある。

また、池島地区全体においても、急速な人口減少や少子化、高齢化等、深刻な地域課題を抱えている一方、産業廃棄物最終処分場の誘致や、光回線の整備等、新たな動きが進んでいること等も踏まえ、地域住民の意見も伺いながら、本施設の課題や役割を整理・分析し、今後のあり方を検討する必要がある。

7 指定管理委託料（指定管理者候補者からの提案額）

事項名	予算額（千円）
ア 人件費 (7)施設長1名(4,220) (イ)主任1名(3,000) (ウ)パート職員(事務、誘導員)3名(2,699) (エ)社会保険料(1,212)	11,131
イ 一般管理費	258
ウ 福利厚生費(健康診断料)	45
エ 光熱水費 (7)電気使用料(468) (イ)上下水道使用料(11)	479
オ 燃料費	133
カ 消耗品費	150
キ 印刷製本費	340
ク 通信運搬費	19
ケ 委託料 (7)ネットワーク保守業務(24) (イ)環境整備業務(106) (ウ)後継者育成業務(100) (エ)消防設備点検業務(54) (オ)受付業務(1,091) (カ)誘導業務(3,931)	5,306
コ 役務費 (7)電信電話料(324) (イ)保険料(217)	541
サ 修繕料	1,100
シ その他(消費税ほか)	2,885
合計	22,387

8 参考

(1) 利用者数の推移

(単位：人)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	5,189	4,239	6,122	4,131	381

※令和2年度は台風10号被害により9月から供用停止中

(2) 施設の位置及びコース

